

事 務 連 絡

令和4年9月29日

(公社) 岡山県医師会
(一社) 岡山県病院協会
殿

岡山県保健福祉部健康推進課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知いただき、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この事務連絡は次のホームページに掲載していますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

事務連絡
令和4年9月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

令和4年9月20日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、ウガンダ共和国ムベンデ県（Mubende 県）においてエボラ出血熱が発生したと発表されました。ウガンダ保健省によると、9月25日時点で同国においてムベンデ県を含めた3県で18名の確定症例が確認されており、現在、現地調査や対応のためWHO等の専門家チームが派遣されています。

発生地域であるウガンダ共和国に渡航された方が、ウイルス性出血熱に類似した症状を呈している場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。あわせて、貴管内でエボラ出血熱を含めた一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。

対応にあつては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け事務連絡、参考2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願い申し上げます。

参考1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>